

部会の設置・廃止について

平成15年12月11日

民間資金等活用事業推進委員会決定

- 1 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第22条第3項の規定に基づき、民間資金等活用事業推進委員会に総合部会を置く。
- 2 総合部会においては、民間資金等活用事業に対する国等の取組み状況等を検証したうえで、今後の民間資金等活用事業のあるべき展開方向や、民間資金等活用事業をさらに一層効果的に活用するために対応すべき課題について、総合的に調査審議を行う。
- 3 総合部会には、当該部会に属さない委員も、随時、出席することができるものとする。
- 4 事業推進部会及び評価基準部会については、平成15年12月11日をもって廃止することとする。